

東京都立江東特別支援学校管理運営規程

10 江東養第4号
平成10年11月24日
校長決定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立江東特別支援学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、必要に応じ支援及び助言を行う。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する主務教諭の職名は、主任教諭とする。

- 1 主任教諭
生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
- 2 主任養護教諭
生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
- 3 主任栄養教諭
生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。（ただし、特別の事情のあるときは、その一部を

置かないことができる。)

1 部

教務・庶務部、生活指導部、進路指導部、研究研修部、特別支援部、保健給食部及びICT情報部を置く。

2 学部

高等部を置く。

3 学科

普通科及び職能開発科を置く。

4 各教科等

(1) 普通科

国語・数学、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語（英語）、情報、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動（ホームルーム活動）、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習及び作業学習を置く。

(2) 職能開発科

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語（英語）、情報、家政、流通・サービス、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動（ホームルーム活動）及びキャリアガイダンスの時間を置く。

5 企画調整会議

6 職員連絡会

7 教科会

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・キャリアガイダンスの時間、家庭、外国語（英語）、情報、総合的な探究の時間、自立活動、生活単元学習及び作業班会を置く。

8 委員会

学校危機管理委員会（防災委員会）、採点委員会、学校保健委員会、安全衛生委員会、ホームページ管理運営委員会、学校給食運営委員会、防災教育推進委員会、学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム、都立学校開放事業運営委員会、食物アレルギー対応委員会、医療的ケア安全委員会、教科書選定委員会、外部専門員等調整委員会及び周年行事実行委員会を置く。

その他、校長が必要と認めたときは、委員会等を置くことができる。

9 学校運営連絡協議会

10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

11 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、ICT情報部の所掌とする。

12 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

1 経営企画の事務は、庶務、学事、経理及び施設その他の事務とする。

2 経営企画室長以外の一般事務職員、栄養士、及び一般技能職員は、上司の命を受け、それぞれ定められた事務分掌に従事する。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員連絡会における連絡事項の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、指導教諭、生活指導主任、進路指導主任、各学科主任、各学年主任、保健給食主任及び専任コーディネーターとする。ただし、必要に応じて、関係職員等の意見を聞くことができる。

- 3 開催
定例会は、原則として毎週1回開催する。
- 4 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
- 5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 主幹会議

- 1 目的
主幹会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、学校経営に関する事項及びその他校長と認める事項について、諸課題を整理し、円滑な学校運営を推進する。
- 2 構成員
副校長及び主幹教諭とする。ただし、必要に応じて、関係職員等の意見を聞くことができる。
- 3 開催
定例会は、原則として週1回開催する。
- 4 招集
副校長が招集し、その運営を管理する。
副校長は、校長に、主幹会議の開催状況を報告する。
- 5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第13 職員連絡会

- 1 目的
職員連絡会は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。
(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知する。
(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員の意見を聞く。
(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図る。
- 2 構成員
常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。
- 3 開催
定例会は、原則として月1回開催する。
- 4 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
- 5 司会
校長が選任する。
- 6 記録
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
- 7 運営
(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上で、事前に資料を添付し副校長に提出する。
(2) 校長の意思決定に資するため、職員連絡会において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第14 教科会

- 1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 各教科等の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間指導計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 指導内容の確認に関すること。
- (5) 学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

各教科等を担当する常勤の教員とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

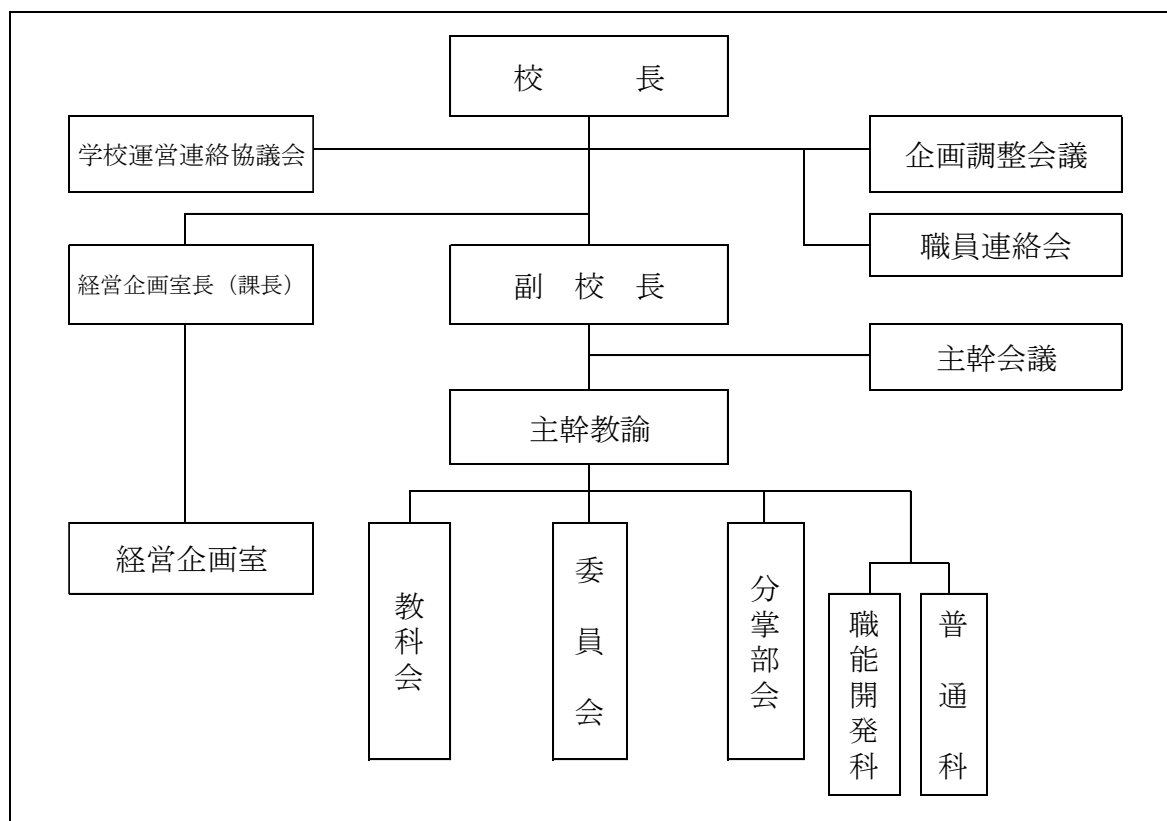
5 招集

教科会は、教務主任が招集する。

教務主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第15 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第 16 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第 17 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第 18 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第 19 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。